



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社  
代表者名 取締役社長 能條 武夫  
コード番号 3109  
問合せ先 取締役 総務部担当 経営管理部長  
清原 幹夫  
TEL(06)6268-5411

### 株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 203 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 役員報酬制度の見直しと本制度の導入目的

このたび、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および委任契約をしている執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、新たに本制度を導入することいたしました。

当社は、コーポレートガバナンス・コードのより一層の充実を図り、中長期的視野で取締役等の報酬と株主価値との連動性を高めることを目的として、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本総会に付議することいたしました。

##### 2. 本制度の概要

###### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

###### (2) 対象者

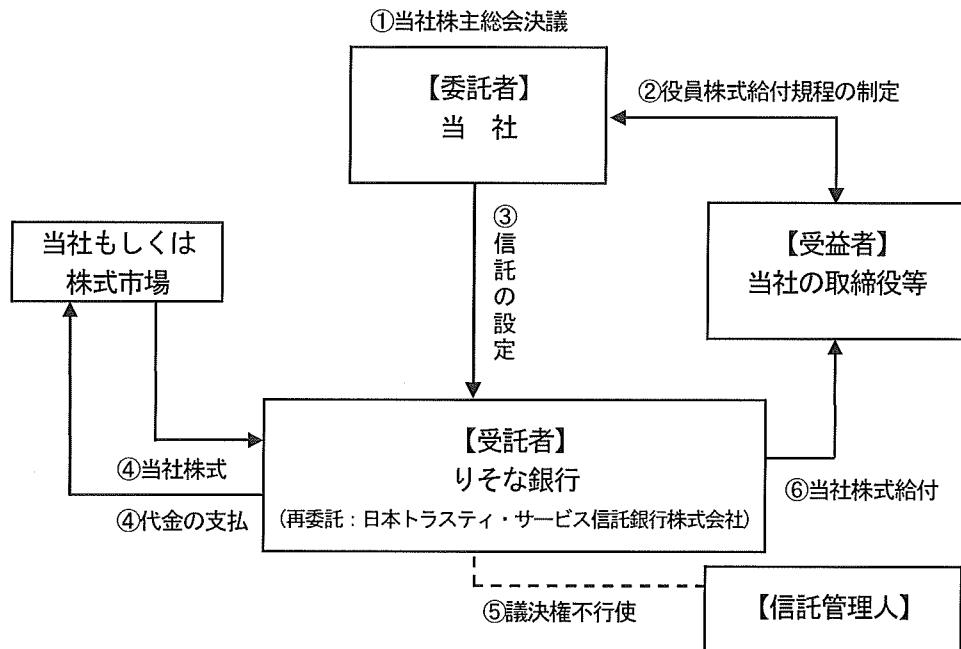
当社の取締役等（監査等委員である取締役を含みません。）とします。

###### (3) 対象期間

平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度および当該 5 事業年度の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間（以下、それぞれの 5 事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

#### (4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

#### (5) 信託期間

平成 28 年 8 月 8 日（予定）から平成 33 年 7 月末日（予定）までの約 5 年間とします。ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することができます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の範囲内とします。また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わ

ない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時

点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の給付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることができます。

(6) 当社が拠出する金員の上限および株数の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、1億円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1億円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1億円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。なお、対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、120万株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法と上限株数

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人等に寄付することを予定しています。

## (12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点でお任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人等に寄付することを予定しています。

### 【本信託の概要】

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 名称        | : 役員向け株式給付信託                                  |
| ② 委託者       | : 当社  |
| ③ 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| ④ 受益者       | : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者                          |
| ⑤ 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者                             |
| ⑥ 本信託契約の締結日 | : 平成 28 年 8 月 8 日 (予定)                        |
| ⑦ 金銭を信託する日  | : 平成 28 年 8 月 8 日 (予定)                        |
| ⑧ 信託の期間     | : 平成 28 年 8 月 8 日 (予定) から平成 33 年 7 月末日 (予定)   |
| ⑨ 信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託 (指定運用)                         |

以上